

令和7年度第2回愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議 次第

日時：令和8年1月28日（水）19：00～

場所：東予地方局 7階 大会議室

1 開会

2 議題

- (1) 外来医療（かかりつけ医機能の確保）に係る協議の場について
- (2) 2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に係る検討について
- (3) 医療と介護の効率的な連携方法について【非公開】
- (4) 外来機能報告（紹介受診重点医療機関）について【非公開】

3 閉会

【配布資料】

資料1 外来医療（かかりつけ医機能の確保）に係る協議の場について

資料2 2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に係る検討について

令和7年度第2回 愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議
出席者名簿

所属・役職	委員名	出欠	代理出席者	随行者
一般社団法人新居浜市医師会長	加藤 正隆	出席		
一般社団法人西条市医師会長	年森 司	出席		
新居浜市歯科医師会長	宇野 義治	代理出席	副会長 北村 好隆	
西条市歯科医師会長	行本 安志	出席		
東予・周桑歯科医師会長	藤岡 幸弘	出席		
一般社団法人愛媛県薬剤師会 新居浜支部長	村上 宏之	出席		
一般社団法人愛媛県薬剤師会 西条支部長	佐伯 純也	出席		
公益社団法人愛媛県看護協会 新居浜・西条地区理事	田坂 嘉子	出席		
新居浜市訪問介護事業所職員連絡会 会長	湯山 育美	出席		
社会福祉法人西条市社会福祉協議会 東予支所長	安永 正徳	出席		
愛媛県立新居浜病院長	堀内 淳	出席		宮崎 浩志 (事務局長)
独立行政法人労働者健康安全機構 愛媛労災病院長	木戸 健司	出席		庄野 利恵 (事務局長)
住友別子病院長	鈴木 誠祐	出席		三崎 博 (人事課長)
一般財団法人積善会 十全総合病院長	中村 寿	出席		矢野 定宏 (事務次長)
西条市立周桑病院長	雁木 淳一	出席		伊藤 朋子 (事務部長)
社会福祉法人恩賜財団 済生会西条病院長	石井 博	出席		
西条中央病院長	大蔵 隆文	出席		島本 智之 (事務部長)
社会医療法人社団更生会 村上記念病院長	村上 匡人	出席		
住友共同電力健康保険組合 常務理事	土岐 正和	(欠席)		
新居浜市福祉部長	久枝 庄三	出席		小島 篤 (福祉部統括次長)
西条市こども健康部長	吉井 靖仁	代理出席	健康医療推進課長 西川 鉄也	
愛媛県西条保健所長	武方 誠二	出席		

<愛媛県地域医療アドバイザー>

一般社団法人愛媛県医師会 顧問(久野内科院長)	久野 梧郎	Web出席		
一般社団法人愛媛県医師会 常任理事(上甲整形外科院長)	上甲 裕継	Web出席		

<オブザーバー>

愛媛大学医学部附属病院長	杉山 隆	Web出席		
--------------	------	-------	--	--

愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 新居浜・西条構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、新居浜・西条構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから愛媛県東予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- 一 郡市医師会の代表者
 - 二 歯科医師会の代表者
 - 三 薬剤師会の代表者
 - 四 看護関係者の代表者
 - 五 介護関係者の代表者
 - 六 医療機関の代表者
 - 七 保険者の代表者
 - 八 市町の代表者
 - 九 保健所の代表者
 - 十 その他議長が必要と認めた者
- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

- 2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができるほか、一部の委員及び有識者等からなる部会を設置し特定課題の検討を行わせることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、西条保健所企画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、地方局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。

令和7年度第2回 愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議 配席図

日時：令和8年1月28日（水）19：00～
場所：東予地方局 7階 大会議室

